

# 平成 26 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 3 回 臨 時 会 ( 第 1 号 )

招集年月日	平成 26 年 6 月 26 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 26 年 6 月 26 日 午前 10 時 35 分				
		副 議 長 黒 川 民 次 郎				
及び宣告	散 会	平成 26 年 6 月 26 日 午前 11 時 00 分				
		副 議 長 黒 川 民 次 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席 10 名  欠席 1 名  凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	△	5	岩 根 和 博	○
	副 議 長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	3番	栗原進	4番	藤原修治
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	企画財政課長	三上博通
	副町長	樋ヶ司	住民課長	渡邊泰文
	総務課長	花田昇吾	健康福祉課長	窪田英通
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年美郷町議会第3回臨時会議事日程  
(第12号)

平成26年6月26日(木) 午前10時30分開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 議案第56号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第57号 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(開 会 午前 10時 35分)

●黒川副議長

皆さん、おはようございます。初めにご報告を申し上げます。本日は佐竹議長が欠席で  
ございます。副議長である私、黒川が議長の職務を代行させていただきます。どうぞよろ  
しく願いいたします。

開会前ではございますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたい  
と思います。

●黒川副議長

番外、町長。

●景山町長

議会前でございますけれども、只今、議長のお許しをいただきましたので、諸報告1件  
についてご報告を申し上げます。先般の定例議会最終日におきまして、諸報告をさせてい  
ただきました広島高等裁判所松江支部の判決に対し、最高裁判所に上告をいたしておりま  
した件につきましては、6月10日付けで最高裁判所第3小法廷により、「町の上告を棄却  
する」「上告審として受理しな」の決定がなされ、町に通知が届きました。この決定により、  
平成26年1月22日に言い渡された広島高等裁判所松江支部の判決が確定し、町の不採  
用の処分が取り消しとなりました。今後は、この確定判決を踏まえて、対応していく事と  
なりますが、これまでも、町がお願いをいたしておりました松江市の津田法律事務所を  
通じて、相手方と話し合いを進めて参ります。以上でございます。

●黒川副議長

町長の諸報告が終わりました。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成  
26年美郷町議会第3回臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日  
の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の  
規定により、3番・栗原議員、4番・藤原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませ  
んか。

(異議なしの声)

●黒川副議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。

始めに議案第56号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、  
議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

●黒川副議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第56号についてご説明をいたします。議案第56号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年6月26日提出。美郷町長 景山 良材。改正の趣旨についてご説明いたします。本年度の国民健康保険特別会計につきましては、今年度総額7億528万9000円の予算をいただき、運営しているところでございますが、この度、7月の国民健康保険税本算定に当たり、次の理由により平成22年以来、4年ぶりの税率改正について上程するものでございます。改正理由といたしましては、平成22年の保険税の税率改正時に22年、24年、26年と、2年毎にそれぞれ約1.2%の保険税の平均上昇を図り、収支のバランスを整えていくとの方針に沿った改正を行うものでございます。その中、平成24年には収支見込み及び基金残高等を検討の上、改正が見送られたところでございますが、今年度の本算定に当たりましては、次の3点の理由により改定をおこないたく上程するものでございます。まず1点目は、医療費の増加に伴うものでございます。前回改正しました平成22年度に比較しまして、平成25年度では国保加入者は世帯数被保険者数ともに減少しておりますが、反面、一人当たり医療費は10%以上増加しております。今後も増えていくことが想像される医療費に対応するため、改正をするものでございます。2点目といたしまして、4年後の平成30年度には国保を運営する保険者につきまして、現在の市町村から県を単位とした広域化が図られる予定となっております。広域化された場合、保険税率は現行より高い数字になることが想定されるため、段階的に税率改正を行うことにより、被保険者の負担感を和らげる必要があります。3点目としまして、将来の試算方式の変更を見据えたためであります。保険税の算定方式には3つの種類があります。所得割、資産割、均等割、平等割で算定する4方式。4方式から資産割を除いたもので算定する3方式。所得割と均等割だけで算定する2方式の3種類でございます。現在、美郷町では4方式により算定していますが、広域化された場合には3方式になる予定です。そのため、県内市町村では3方式による算定の移行が進んでおり、美郷町においても変更を余儀なくされることと思われまます。3方式に変更した場合には、保険税全体の約10%の資産割部分を他の方式の算定分に振り分けることになり、そのことについて来年度以降の改定を検討して参りますが、影響を受ける被保険者の緩和措置を今年度から図っていくことといたしました。以上の理由により今年度の本算定に当たって、概ね1人当たり11.8%、一世帯当たり11.5%の負担増をお願いするものであります。改正内容を説明させていただきます。改正条例のページをお願いいたします。条例第3条第1項では、国民健康保険の所得割の税率について定めておりますが、これを7.14%を8.02%に、0.88%の引き上げでございます。第5条では、均等割額を2万1600円を1500円引き上げ2万3100円に、第5条の2

におきまして、平等割額を謳っておりますが、1万4800円を1200円引き上げて1万6000円。国民健康保険から後期高齢者の意向により、単身世帯となる世帯でありませ特定世帯については、7400円を8000円に、特定世代として5年間経過した世帯は3年間特定継続世帯として、4分の1軽減となりますが、その額について1万1100円を1万1000円に改定するものです。第6条、第7条の2及び3では、後期高齢者支援金の税率について謳っておりますが、所得割税率について、現行1.91%を2.3%に、均等割額を800円引き上げて6800円に。平等割額について、同じく800円引き上げて4600円に。特定世帯特定継続世帯について、それぞれ2300円、3450円に改定するものです。第8条、第9条の2及び3では、介護納付金の税率について定めておりますが、これにつきまして所得割税率を1.75%から2.2%に、均等割額、平等割額について何れも800円引き上げて7600円、4200円に改定するものです。なお、資産割税率については改訂は行わないこととしております。ページ、一番下の行から次のページにかけましては、第23条に規定されております所得区分に応じた均等割額と平等割額の軽減額についての規定でございますが、第1項第1号中、7割軽減世帯の均等割と平等割の軽減化につきましては、第5条から第9条の3に定める均等割額及び平等割額の改定額の7割とするものであります。同じく第2号中の5割軽減世帯の軽減額及び第3号中の2割軽減世帯の軽減額につきましても、それぞれ均等割額と平等割額につきまして、改定額の5割と2割に改めるものでございます。附則といたしまして、1. この条例は、公布の日から施行する。2. 改正後の規定は平成26年度の国民健康保険税について適用し、25年度までの国民健康保険税については、従前の例によることとしております。以上が議案第56号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●黒川副議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●黒川副議長

6番。

●山本議員

先程、全協の中でいろいろ内容は詳しく聞いておるんですが、副町長の説明の中にありましたこの暫定の4方式を3方式に、今後替えるということですが、資産割については、この美郷町の独自性といいますか、ある意味じゃー良い事と言いますか、は考えられますんで、これをまあ激減緩和措置は取られるということではありますが、このゆくゆく30年、平成30年以降には1つになるというような方向ではあります。出来るだけこの金についての対応ですね、慎重にやっていただきたいと思っております。このかなり大きなウエート占める部分があるんじゃないかとは思いますが、その辺りをお願いをしておきたいというふうに思います。以上です。

●黒川副議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

資産割につきましては、全体の約10%を今回の改定で、資産割の改定を見送っておりますので、約8%の構成比になると思います。あの大きなウエートを占めておりますので、この資産割額の保険税部分についての扱いにつきましては、あの今後慎重に。しかしながらまあ3方式への移行をしていかなければならないのも事実でございますので、慎重にまあ検討して参りたいと言うふうに思います。

●黒川副議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

●黒川副議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

●黒川副議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第56号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●黒川副議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続いて議案第57号、平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

●黒川副議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程になりました議案第57号について説明をいたします。議案第57号、平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成26年度美郷町の美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億528万9000円とする。平成29年6月26日提出。美郷町長 景山 良材。この議案は、条例第56号に関連する予算案として上程するものでございます。従いまして、補正予算の内容は、税率改正に伴う国民健康保険税の増額と、その増額について基金繰入金を減額するものであり、歳入歳出予算総額につきましては増減はございません。6ページをお願いいたします。2、歳入、款1、項2、共に国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税、補正額440万7000円の増でございます。内訳は医療給付費分現年課税分200万7000円。後期高齢者支

援金分現年課税分181万3000円。介護納付金現年課税分58万7000円をそれぞれ増額するものでございます。款13、繰入金、項1、基金繰入金、目1、国保基金繰入金、補正額440万7000円の減額でございます。国民健康税の税率改正に伴い、増額となる税収入分について減額するものでございます。以上で議案第57号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●黒川副議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。質疑はありませんか。

(なしの声)

●黒川副議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

●黒川副議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第57号、平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●黒川副議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成26年美郷町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11時 00分)